

令和4年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

令和4年3月22日(火)

午前9時20分開議

1 議事日程

- 第 1 議案第13号 令和4年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第14号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第15号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第16号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第17号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第 6 議案第18号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第19号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 8 議案第20号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第 9 議案第21号 令和4年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第10 議案第22号 永平寺町ふるさと応援基金条例の制定について
- 第11 議案第25号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第26号 永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第27号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第28号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番 松川正樹君  
2番 上田誠君  
3番 中村勘太郎君  
4番 金元直栄君  
5番 滝波登喜男君  
6番 齋藤則男君  
7番 江守勲君  
8番 伊藤博夫君  
9番 長岡千恵子君  
10番 川崎直文君  
11番 酒井和美君  
12番 酒井秀和君  
13番 朝井征一郎君  
14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	坪田満君
総務課	長	平林竜一君
防災安全課	長	吉田仁君
財政課	長	森近秀之君
総合政策課	長	原武史君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	石田常久君
住民生活課	長	吉川貞夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君

農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

午前 9時20分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに9日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方にはマスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようし、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第13号 令和4年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第2 議案第14号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第15号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第16号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第5 議案第17号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第6 議案第18号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第7 議案第19号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第8 議案第20号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第9 議案第21号 令和4年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（奥野正司君） まず、先週に続き、議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算について、総括質疑がございますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、総括という形で質疑をさせていただきたいと思  
います。

総括ということはいろんな町全般のところ、それからどういう多岐にわたるか  
ということで、課を渡る形ですね。そういう形での発言をさせていただきたいと  
思いますので、よろしくお願いします。

1つの大きな観点としてまちづくり、町長も3期目に入りまして、対話の町と  
いうんですか。そういう形でのまちづくりを3期目として推し進めるというふう  
な所信の発言もあったかと思えます。その中で、まちづくり全体という見方をし  
ていきたいと思えます。

そのまちづくりの全体の見方、私はいろんな方面から見る事が出来るのかと  
思っています。まず1つは、それぞれの地域の安全課がありますが、防災安全課  
がありますが、防災的な立場と、それから災害が起きたときの福祉避難所、そし  
てそのときの要介護者、それも含めて、それには当然、地域の、例えば要支援と  
なる方々はフレイル、ちょっと気がかり1人である程度歩けるのかもしれん。そ  
ういう人。そういう方々の情報をどこで一元化するのか。だから、そういう施策  
がまず必要ということで、まずそういう方面の中から、例えばその中で特定健診、  
それから特定健診の中から健康づくりの中でどう位置づけて、そういうものの情  
報を共有する場所をどうするのか。例えば、今、小福祉委員会というのがありま  
す。町でも、京善でもやっていますけど、その中と要支援介護者の中でのつなが  
りとか、小福祉委員会というのは福祉保健課が担当しているわけですね。それか  
ら、まちづくりの安全なんかは今いう総務課と防災安全課がやっている。だから、  
そこら辺りの観点はどこが主導権、イニシアチブを取ってやるのかという見方が  
1点です。

それから2点目は、同じまちづくりの中でも今後30年、2050年になった  
ときにはすごい数の高齢者が出てくる。その中で要は高齢者対策をどのように位  
置づけることによってまちづくりができるのか。それぞれの地域の中でも当然一  
般と言われる健康な高齢者はどう対応するのか。また、フレイルのおそれのある  
方、それから閉じこもり的な感じの方、それからもう一つは、生活困窮者のこと。  
そういうものをどこで把握するのか。それは例えば福祉保健課がやるのか、それ  
とも先ほど言った防災安全課がやるのか、または総務課的な見方で行くのか、そ  
れから生涯学習課の公民館的な立場のところで見っていくのか。そういうようなの

がそういう情報を共有し、またその中でどのようにしていくかというのが一つ。

それから、高齢者の中でも新しい拠点、通いの場といったかな。そういうものを充実していく。また、そういうものを対応していくという。この前、こういう資料を出していただいたんですが、これの中の動きをどこがどうしていくのかというのが1点。高齢者のそこですね。

それからもう1点が、生涯学習の立場。例えば、公民館を中心にしていくのか、体育か、そういう見方ですね。公民館関係、いろんなそれぞれのあるわけですが、大体今、管理費も入れると5,000万ぐらい使っていると思うんですね。それから、体育設備ですと約七、八千万という形使っていると思います。その維持管理も含めて。その中で、文化的なところをいかにつながり、コミュニケーションを大事にしていく、そういうものをしていくかという見方のまちづくりが必要かというんで、その3点についてどういう角度かというのをお聞かせいただきたいと思います。

続けていけばいいですね。

それともう一つ、情報発信のところです。町長もいろんな形で交流人口を増やす。交流人口を増やすには、そのサイトというか、永平寺町というのに興味を持って、それをいかに触れるかということ。それから、生の声を聞くかということもあります。一応情報では総合政策課のほうで広域圏やら行政チャンネルとか、そういうものは総合政策課が見ています。それから、広報紙とかそんなのは今言うそこで見えていますし、ホームページはどこが見ているのか。そのホームページをやる中には、例えば観光面であったら商工観光もありますし、自然観光であると農林課がありますし、それから生涯学習、それから教育、まちづくり、子育てということになるとそれぞれの対応がある。どこが一元管理してやってその情報発信をしていくのか。それを系統的に一つのフローチャートですかね。そういうもので情報発信の一元化をどこでするかというのをぜひお願いしたいと思います。

その中では、やはりにぎわい創出を地元主導型、それから来町者型のにぎわい創出、二通りあると思うので、そこら辺りをどのようにするかお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点、これは学校のあり方検討会、スケジュールは今年度中にその方向性を出すということになりました。何回も言っていますが、答申では教育面、要は学校の規模、生徒数で論じられて、その委員長もそれはあくまでも今

置かれている子どもの学校の現状から見ての要はどうかというようにおっしゃっていました。しかし、少子化対策、特に学校というのはやはり地域での学校の在り方を検討していかないかん。存在の意味、地域づくりの観点から、それから子どもがあそこに生活するわけですから、その生活の場として、それからさっき言った観光でもあり、コミュニティづくりであり、そういう支えのまちづくりの観点から学校の在り方を考えていかないといけないと私は思っていますし、そういうふうな在り方が必要だというふうに文科省も言っています。それは文科省の学校の手引きがそのように変わっています。だから、そのように変わった手引きの考えからどうかというのをぜひ、いつ頃検討していくのか。それを落とし込んで、今年度末ですか。4年度、今年度末までにそれが出るのか。この見方はいつどのようにするのかをお聞きしたい。

それから、これはちょっと前のも入っているかもしれないのですが、公共交通の在り方。これはいろんな形の中で、私は自動走行をどういうふうに位置づけるのか。特化して、住民の足としての位置づけに果たしてどうかというのもぜひとも考えてお示しいただきたいと思っています。そういう意味から、どのようにしていくのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、1番目のいろいろな災害であったり、防災であったり、社会保障であったり、どこの課が所管するのかというお話ですが、今回、予算の中で各課がいろいろな予算を持って、その予算の先には住民の皆さん、各課がその目的とか、こういう防災ですと災害の対策とか、福祉課ですと健康づくりプラスまたいざというときには社会保障、そういった予算を盛り込んでありまして、どこの課がするのかではなしに、各課がやはり連携、共有して、またお互いが目的の達成のために2つの課が連携したり、そういった連携の場というのは調整会議とか、役場庁舎内では常にそういった会議を開きながらやっていますし、今、元気づくりの中でももちろん生涯学習課の公民館とかスポーツづくりとか、そういったのも連携をしていく。また、各課同士が連携してほかの課に情報を渡す。これはもうしっかりできていますので、また予算の中でしっかりそういった目的達成のために進めていきたいなというふうに思います。

情報発信につきましては、広報紙、ホームページは総合政策課で管理をしております。ただ、発信の内容については各課が積極的にそういったホームページ、また月に一度の広報紙、また教育委員会であればシード、そういったものを通じ

てどんどん住民の皆さんに発信するようにしています。それと、フェイスブック、LINE、いろいろやっています。

観光については、これも皆さんご存じのとおり、昨年からやったかな。今年から観光物産協会が観光のホームページは運営をさせていただいておりますので、より役場ではできない情報の出し方といいますか、そういったことが民間感覚でそういう発信ができるようになってきているなと思いますし、またいろいろなところにリンクも貼っていただいて、より多くの人に見ていただけるような対策ができるのかなと思います。

それともう一つは、行政がいろいろこういうふうに関係発信するのと合わせまして、今もうネット社会になっておりまして、民間企業のいろいろな方々、また個人が永平寺をどんどん発信してくれる、そういったこともしていただけるようになってきておりますので、引き続きいろいろな話題提供とかができればいいかなというふうに思います。

あと、学校の在り方の幾つか、これも何度も今回の議会、また一般質問で申し上げていますが、スケジュールにつきましては夏休みから住民の皆さんにこの方針を基にお話をしながら意見を聞かせていただいて、年内にはまとめていきたいなど。また、議会の皆さんからも議会としての意見を12月までにいただけると年度内に向けてしっかりそれもしながらやっていく。これも何度かこの開会中にお話をさせていただいております。

地域については議論されていないとか、いろいろご意見もありますが、そういったことも含めて今方針、子どものことを教育委員会、教育長、今の委員の皆さんは何回もやって、ただその中で地域のことは行政というお話もあったかもしれませんが、それもまた全くそれはなしにして、過去の歴史とかそういったことをなしにして議論をされていないといったことではないと思いますし、やはり子どもをどういうふうにつなげていくか、2050年のお話も今、されましたがそういったことも考えて答申が出てきていると思いますので、ぜひ皆さんもこの答申を基にいろいろな活発な議論をして、より永平寺町にとってどういうふうな学校の在り方がいいのかというのをぜひお話をさせていただけたらなと思います。

やはりこういった皆さんが考えていただいた答申を基に議論をしていくことが大切だなと思いますので、よろしくをお願いします。

自動走行については、これももう何度も申し上げましたので、令和4年度にレベル4の実験が行われるようになります。またいろいろ国の支援、国の方向、そ



ういったものもありますので、そこはしっかり方向性を見てから判断していきたいなと思います。

ただ、昨年までやっていた永平寺口から荒谷の交差点までの区間は今回の2キロ部分については実験の場でしたり、観光、そういったような場です。ただ、上の2キロ区間も今年度で一度一つの区切りがつきますので、それを見ながら来年度についてはどういうふうな判断をするかというのは国、関係機関、また地元の皆さん、観光、いろいろな方々と判断をしていきたいなというふうに思っています。

それともう1個、下の4キロ区間も今民間の方がいろいろ実験をしたいというのが来ていますので、そういった方々にはどんどん使っていただいて、交流人口を増やしていく、それはしっかり来年度はやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 分かりました。ちょっと待ってくださいね。

今、続けてですか。今の質問で。

ちょっと今一言。

すいません。先ほど私、一般会計予算について総括質問と申し上げましたが、どうしても総括の質問をされている中で、国保にしろ、介護保険にしろ、町立在宅にしろ、土地開発事業にしろ、上水道事業にしろ、関わってきますので、一般会計について、特別会計について、事業会計についてという区別をなくして、全てで絡んでくることあると思いますので、それでの総括ということで質問を受け付けたいと思いますが、それでも構いませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、そういうことでさせていただきます。

上田さん、続けてお願いします。

2番、上田議員。

○2番（上田 誠君） 今ほど町長の答弁ありました。

まちづくりに関して、それぞれの考え、いろんな形で連携を取っているよとおっしゃっていました。当然、それにとって頑張っていらっしゃるということは何も駄目だと言っているわけではありません。ただ先ほど言いましたように、まちづくりも防災安全のそういう見方からどうかというのをぜひお願いしたい。それは今言った防災安全課がやるんだということであれば、そのところのさっき言ったいろんな情報管理はどこでするのかも含めてぜひお願いしたいなと思いま

す。

生活支援体制の整備なんかの会合なんかでやっているのは、社協に委託しているわけですよ。現実的には。そうすると、今、防災安全課のほうがそういうことで支援のそういう個別計画をつくらうとすると、そういうところと関連してくるわけですね。それが例えば今、防災安全課がそういうところも含めて入り込めるのかと。それは入り込めるんなら入り込めるような形での進め方ができるかどうか。そこは大きなみそやと思うんですね。

これについては、今言うとおりの生活支援体制整備の介護のほうのところの予算で社協さんが委託されているところに任せますよというんでは、私はその一連の動きはできないんじゃないか、というふうに思っているわけですよ。だから、そういう面を交通整理も含めて、ぜひ見方が必要じゃないかというふうに思っています。

それから、先ほど言った高齢者福祉のところでは、その地域の中でいろんな閉じこもりだとかいろいろあるんですね。そのところのチェック情報を共有する、情報を集めるのはこういうところも社協に委託されておる部分があるんですよ。地域包括支援センターであるとかね。それを地元の方々といろんな形で、どのように点検して行って、どういうふうな情報を集めてするかというのはやはり福祉保健課が中心にならなあかんと思うんですが、そこら辺りのところをぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、生涯学習のところは公民館、例えばほかの市町なんか行くと、公民館の一つの予算体系の中にいろいろな各課の予算、事業、そういうものが入って、交付しているというのか。その予算体系の中に入れて公民館を運営しているわけですよ。でも、うちのほうは公民館というと、例えば公民館運営のところの費用、例えば一つ例を出すと、地域づくり推進事業というものがあって、それは総務課ですか。地域まち応援事業とか、わがまち夢プランとか、それはそこが見ている。それから、公民館運営のところも、例えば3館まとめて1、400万ぐらいあるわけですが、それを地域のそれぞれの公民館の一つの予算体系の中でどう見ていくかというのをぜひそういう見方が私は必要だと思うんですが、そこら辺りの再度やっていくのかどうかというのを含めてお願いしたいと思います。

情報発信については、やはりどこかで一元管理しているのが私はいいいと思いますので、今ほど情報観光部門は今の観光物産協会がやるんだよというのになっていますが、そこら辺りのリンクも含めて、そういうようなところは一元的にどう

なのかというのは、例えば総合政策課の中の例えば情報発信のところでもそういう管理をしていく。予算は別々に入っているかもしれませんが、そういう体系をぜひお願いしたいなと思います。

それから、学校の在り方、これ私、さっきもちょっと言いましたが、7回開かれた中で委員長の発言が、今後、答申を出した答申の中で、まちづくりであるとか、それから地域との関わり、学校がどうあるべきか、どういうふうな位置づけになるかというのは、今回の答申の中には盛り込みませんという言明をされました。それは行政がそれを受けて、本当は地域づくりであるとか、いろんな地域の少子化問題であるとか、そういうものを加味して考えてほしいというふうな答弁がありました。だから、そういう面をスケジュールの中に織り込もうとしたら、

8月にその答申を受けて、それまでにそういうものが住民の声であるとか、そういう意義性であるとか、そういうものがどこで情報を吸収するのかとか、今年度末までにそれが出ることか。果たして私はそれ非常に疑問に感じるわけですが、そこをぜひ、もっと時間をかけて、今言ったように答申が出ました、その答申は委員長が言ったようにあくまでもそういう面で見えていませんから、地域づくりのところの観点とか、少子化問題であるとか、そういうものについては別途それを受けて行政が考えることだと。極端なことを言いますと。そういうような発言をされましたから、そういう時間を持つのであれば、あまりにも今年度末にその方向性を出すというのは早計じゃないかというふうに私は思うわけです。再度それについて確認をお願いします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） また、防災安全課のお話ですけど、やはり防災安全課は永平寺町の防災、特に庁舎内、また全体的なことを把握していますし、そこで何をしなければいけないか、例えば社協さんといろいろ在り方、お話をするときには福祉課もしっかりと同行して、どういうふうな動きになるか、そして専門的なことは防災安全課として、いざとなったときにはやっぱり災害対策本部、私がトップになりますけど、防災安全課などがしっかり周りで今までの訓練とかそういったものをしっかりやりながら実地に当たっていくという形になります。

そういったのもやはり、そういった意味で防災安全課を設立しましたので、やはり防災についてはここが全ての町全体のことを把握して指示を出す。また、役場内でもいい意味での牽制をしながらしっかりといざというときに備える。これが今の防災安全課の位置ですし、また今回も機構改革で契約管財課とか、そうい

ったのをつくるというのは、全体的にそういったのをまたその部門で担う。ただ、ほかのところもしっかり連携またはしっかり庁舎内で牽制しながらやってくる。そういった位置づけにもなりますので、やっぱり専門的な課、福祉保健課ですと福祉保健の専門家ですので、そこでまたいろいろなあれをする。

そういった流れの中で、今回の予算でもそういうふうな予算の組み方をして執行しながら、ただ中身が濃い連携が取れるようなやり方は引き続きやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、公民館につきましては、例えば福井市、これもちょっと予算委員会でもお話しになりましたけど、一つの地区が永平寺町ぐらいの人口がいる公民館区の中で、そこで独自で敬老会の予算を持って敬老会など、いろいろやっておりますが、果たしてこの永平寺町ではこの人口規模でその公民館単位で運営をすることができるかどうかとか、いろいろな面を考えて予算は違った形で持たせていただいている。ただ、町民の皆さんにとっては、ほかの市町と負けないぐらいいろんなイベントも、ただ予算の場所が違うかもしれませんが、いいイベントとかもさせていただいているかなと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

情報発信は、今、引き続きまたこれまでのとおり総合政策課が、これも先ほどの防災ではないですが、ここが全てのことを管理する。ただ、内容につきましては、各課が責任を持って発信していくということで、そういった点もご理解いただけたらなと思います。

また、学校の在り方につきましては、地域の話聞くために7月から地域の中にどんどん入って行って、住民の皆さんの声を聞きます。これこそまさしく地域の声をしっかりと聞く。どんなご意見があるのかなというの聞くということですので、今回、上田議員が心配されていることを今回はしっかりとやっていく。それが夏休み、夏ぐらいから入っていきたいというふうに思っていますし、議会の皆さんの議会の方向性も12月までにいただければ、それなりのスピード感とかスケジュール感を持ってやっていけるなと思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

議会の皆さんもぜひ地域の声を聞いていただいて、議会の声をまとめていただけると本当にありがたいなと思いますし、私たちもしっかりと耳を傾けますので、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 学校の在り方については、町長はスピード感とおっしゃいましたが、私はスピード感よりもいかにそういうものが大事か、要はいろんな住民のコンセンサスも含めて、地域の在り方の中で学校はどういうものなのかというものをぜひとも十分にやると。当然、それは分かりますけど、僕は今年度末にその方針をきちっと出しますよという、区切りがあまりにも統廃合の時間はここまでにしますよ、という時間設定が先にあってしまっているというふうに私は思います。ですから、そういうスケジュールももっとそういうふうな形でのコンセンサスの取れるような対応を、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まちづくりはいろんな見方があると思うんですが、それぞれの課のところ、今度はそれをどこが、住民の地元、集落に帰ると課ではないのでね。まちづくり一つ、一本なので、ぜひそこら辺りのまとめをぜひお願いしたいというふうに要望しながら、またいろんなときの機会にそういう意見を発言させていただきながら考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） スピード感といいますか、計画を持ってやっぱりしっかり進めていくことは大事ななというふうに思います。

ただ、学校のあり方検討委員会、幼稚園の検討委員会のときもそうでしたけど、いろいろ議論していく中でもうちょっと議論が必要だ、ここは必要だということ、で在り方、幼保のときは5回を6回にしましたし、今回、学校も7回にした中で、私たちもそこはこのスケジュール感ありきで、ここで打ち切りますではなしに、いろいろ話の中で、じゃもうちょっと話を聞きましょうかとかいうのは、それは柔軟に対応しなければいけないなと思っていますが、ただスピード感といいますか、建設的な議論、一つ一つやっぱり積上げの中で皆さんの合意を得て、民主主義の国ですからしっかり民主的に議論を進めて積み上げて、そして同意を得ながら。ただ、同意の中でも民主的な決定の中ではいろいろな意見の中で決を取らなければいけないというときは多分来るとは思いますので、そのときにはやっぱり十分議論したという中で行っていきたいなと思いますので、スピード感を持ってというのはこの庁舎内でもあと3年かければいいのか、2年かければいいのか、いつかなればいいのか、やっぱりせつかく答申をいただいたので、しっかりと声を聞いて、しっかりと回答を皆さんにお示しをしていくことが大切だなと思いますので、ご理解をお願いしたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 幾つかあります。

私は、総括して町長の考えを基本的にお聞きできればいい。ここで論議しても思うところがあるので、さらに言いたいことあればまた言わせていただきます。

1つは、処遇改善です。いわゆる会計年度任用職員というのは基本1年雇用の職員ということになっています。保育士、介護で働く人々の賃金、どうして現在大きな差が生じているのか。平均で月額10万円ぐらい差があるという話ですから、これを処遇改善として国から示されました。さらに、任用職員単独で見ると、保育士なんかは正規の職員との平均ですからさらに安くなる。こうなっているのが現実です。

それで、いわゆるこういう人たちをどうするかというところで町に伺いましたところ、任用職員は、これに該当する職員についてはいわゆるそれに見合う昇給の引上げがあったと。ただ、根本的にはこれで解決するのかなど。何でそうやってきたかということをやっぱりきちっと理解した上で実践してほしいということです。特に保育行政なんかは民営化という中でこういう安い賃金体系が一般化してきているわけですから、安上がりの保育とよく言われましたけど、こういう上に成り立っていることについてはきちっと総括して、行政として解決できるところはしていく必要があるというのが一つ。

2つ目は、マイナンバーの運用です。また、条例の制定ということに出ています。既にビッグデータは利用されているんですが、経済界からの要求に沿って住民の情報を利用しやすいようにしていく。そういう方向で進めていいのかどうかというのと、そういう狙いがある中で条例をいろいろ、個人情報保護条例を整備しようということですが、そういう狙いを知っていて条例を整備するのと、国から言われるままに整備していくのと意味が違うと思うんですね。実際、独自の守らなければならない点もあるはずですから、そこへの立場がどうも少し曖昧なように思います。

3つ目ですけど、移住定住の促進ですけど、優良宅地の造成が見えない。実は中学校の前で吉野塚ですね。売りに出て、あっという間に、2軒目も建ちかかっていますね。単価聞いたらすごく安い。吉野塚地区としては、あの辺の時価の半額ぐらいかな。で売りに出たという話を聞いていて、本当にそういう需要が多いんだなと率直に思ったんですが、これは特別会計にも関連するんですけど、町長の説明では、今、そういう計画をしているけども示せないという話ですが、その

計画地を示さないというのは初めてですよ。僕はそういうのは、きちっと示していく必要があると思うんです。以前、西野中で小規模宅地の造成ありましたが、それは公表されて、予算上も公表されていますけど、坪単価9,600円ぐらいですよ。同時に上志比でこの宅地造成ありましたが、かなり高い単価で当時の村が購入したと。購入する話を進めていたということがありましたが、そういう問題も含めてやっぱり公にしていくことも大事ではないか。そういう中で町民の協力が得られる。そこはやっぱり見えるようにしてほしいと思いますね。

4つ目、社協への補助といいますか、町の福祉事業への町の姿勢の問題ですけど、やっぱり支援体制がちょっとうまく意思疎通も含めてできていないんじゃないかなというのが見えてきたように思います。特に今、コロナ禍でありますから、本当に社協自身も経営が大変だと思うんですね。そういう中で、今では社協も百二、三十人の大所帯になっていますから、そこらをどう町の福祉行政を担ってもらおう組織としてどうなのかというのをやっぱり考えていってほしいと思うんですね。それは理事だけでは解決できないと思うので、その辺をぜひ考えてほしいと思っているんですが、いかがでしょうかというのと。

5つ目ですね。コロナ対応です。以前言われていたいわゆる福井モデルというのが既に破綻しているというのはこの第何波ですか。これでよく分かったと思うんですが、やっと収まる方向に来ているのかなと思いつつ、こういう中で県からの指示はないとはいえ、というのは我々が聞いている話ですが、自治体の果たす役割というのは本来大きいと思うんですね。特に家庭内感染が大きな課題になっている中で、家族の中に陽性者が出たり、濃厚接触者がいたりすると、そういう問題が全く解決されていない。やっぱり自治体の側がそういう問題に必要だと思うのなら、県にやっぱりきちっと提言して対応していかないと、何の連絡もないまま地域でそういう濃厚接触者や陽性者も含めて、家族も含めて孤立してしまうことになる。これはやっぱり今度のコロナ災害の中で見えてきた大きい課題ではないか。そこをやっぱりしっかり見る必要がある。

6つ目ですけど、農業への支援ですが、やっぱり一般商業へのいろんな対策支援、地域の振興政策に比べると遅い。このコロナ禍で特に感じていることです。

7つ目ですけど、えい坊館の在り方ですけど、町長は3万人利用しているんだよということを胸張って言われていますけど、やっぱり根本的に利用の問題については考えなあかん時期に来ているんじゃないか。僕はそう思っています。

8つ目ですね。子育て。各自治体で子育て支援、差がない、特徴ある子育てに

については色あせてきているのではないかと僕一般質問で言いましたけど、差がなくなってきた中で、町の特色を最大限に出せる方向こそ町長が考えて示すべきではないか。私立園という話で、一度そういう方向へどっと流れる可能性もありますけど、こういう分野で保育を担う中で今の処遇改善じゃないですけど、月額10万円の差といたらすごいですよ。そういう人たちに保育を担ってもらっている。リッチでないのにリッチとは言えないというギャクが70年代にはやった言葉がありますが、本当に同じ保育士が保育しているのに何の差があるんですかというんですが、現実的にこういう差があるんです。そこはやっぱり目向けると必要があると思うんです。

9つ目に学校の在り方ですね。僕は町長にぜひ考えてほしいのは、今の町長のやり方ですと、答申の内容を地域に持ち込んでいろいろ声聞いていく。そういう地道な活動については、やり方としては間違っていないのかもしれませんが、でも、今のやり方ですと、地域の住民の中に余計な分断を持ち込むことになるんです。ここは考えてほしい。だから町長が、当然教育長も含めてですが、こんな教育を本町でやりたいと。そのために小さい学校でも大きい学校でもどうしたらいいのかということ住民に論議してもらおう。すごく前向きな論議だと思うんです。そういう提起なら分かるんですが、地域のシンボルをなくす方向に提言されている内容を住民の中に持ち込むというのは地域に余計な分断を持ち込むことになる。ここは大事だと思っています。

一般会計の最後ですが、町長はつい先日、自衛隊入隊予定者への激励ということでやりました。新聞に出ていました。なぜ自衛隊入隊者だけですか。僕は本当に一般社会へ出る、働きに出るそういう人たち全てをやっぱりきちっと位置づけないと、いけないと思いますね。これ言い方どうか知らんけど、差別になるんじゃないかなと思うくらいですよ。本当に地域で生産を担う分野で働く人、こういう人たちをもっと激励してほしいと思います。

特別会計へ行きます。

国保。県内で高い税金になっているわけですね。国保税。ようやく国の方向で未就学児の減免に踏み出しました。社会保険にはない取り方ですが、こういう方向をなくしていくことこそやっぱり子育て支援につながっていく可能性がある。ぜひそこは目をそらさずにやってほしいと思います。

後期高齢者医療制度でいうと、2割負担が始まります。一月大体1人当たりどれくらい負担が大きくなるかというのも、もうマスコミでは発表されています。



ここらも本当に高齢者が増えるからというのでは、将来、2割負担が一般化されるという話もありますから、大変だと思っています。

介護保険なども医療控えが実際あるわけです。ここから見ても分かるように、社会福祉協議会などの介護保険事業なんかにもやっぱりしわ寄せが行っているはずです。ここから見るとやっぱり社会福祉協議会の果たすべき役割、町の福祉部門の担い手としては非常にしっかりした対応も含めて必要ではないでしょうか。

土地開発特別会計については、どうもやっぱり具体的な方向が見えていないというのと、先ほど言いましたように、やっぱり町長は農地での開発になるといろいろ手続が複雑になってなかなかやりにくいし、盛土なんかも必要だから大変やというんですが、やり方はいろいろあると思います。でも、農地の開発や林地の開発については計画性を持って進めればそんなに難しいことはありません。行政がやるならですよ。これは繰り返しこれまでも言っていますから、そういう問題を積極的にやっぱり取り組んでほしいと思っているんですが、いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、処遇改善については、永平寺町では国の指示に従ってしっかりと対応できているなというふうに思っております。

もう一つ考え方の中で、永平寺町の園の先生、正職、これもお話ししましたが、正職と会計年度職員さんの割合が半分半分ですが、今、一つ民営園ができることによってこの割合が6対4や7対3に向けてしっかりと取り組んでいくことができるなと思っております。

もう一つ、やはりこの処遇改善の中で大切なのは、今のお話等も当てはまるんですが、正職また会計年度職員さん、しっかりその立場に合った仕事をしていただく。ここがやっぱり大事だと思っております。そういった点でもやはり6対4や7対3に進めていくことが処遇改善にもつながるなと思いますし、これまでなかなか改善できなかったのが民営化にすることによって一つこういったところにもこういった改善につながるなということですので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

また、マイナンバーについては、今、世界的に、また今回、コロナ禍の中で改めてデジタル化の大切さというのが認識されたと思っております。そういった中で、国は今どんどんマイナンバーの普及を進めていってござりまして、より少子・高齢化の社会負担のいろいろな中で、マイナンバーとかデジタル化、そういったことでいろいろなサービスを受けやすくしようということを、今進めていって

るのはもう、デジタル庁ができるのもそういったことだと思います。

ただ、今、金元議員心配されますように、個人情報でしたり、こういったことが大切、大事なところもありますが、年々個人情報の保護法については厳しくなっていておりますので、しっかり便利なサービスを生むためにはしっかり対策をしておかなければならないので、それに国もしっかり対応しているのかなというふうに思っております。

移住定住につきましては、これもお話ししましたが、やります。来年度やりますので、また総合政策課の中でしっかりと専門の職員も置いてやりますので、またいろいろな議会のほうからもひょっとしたら情報の提供をお願いしたりするときもあるかもしれませんが、ここはしっかりやっていきますので、よろしく願います。これまでも上志比の3区画の状況をちょっとやはり見たかったのもありますが、ぱっと決まりましたので、なかなか民間が宅造入らないエリアについてはどんどん、予算に限りはありますが、しっかりと予算つけて計画的にやっていこうと思いますので、よろしく願います。

4番の社会福祉協議会についても、これもお話ししましたとおり、一方的に行政から予算を決めてはおりません。社協の皆さんからいろいろなご提案、また予算の概要、そういったのをいただいて、またしっかりと協議をさせていただいてやらせていただいております。

今、金元議員おっしゃるように、社協の皆さんがそういった考えを持たれているのであれば、また一度お話の場を持たせていただいて、現状の把握とかそういったことをさせていただきたいなと思いますので、またよろしく願います。

そして、コロナ対策、県がこういう感染された方に対しての管理は一元的にやっております。これが例えばコロナの最初いろいろ問題になりましたけど、人権やそういった中で私たちも役場にも実は町内の誰々さんがかかったという情報は入ってきません。これがしっかりと管理をすることになりますと、いろんな方がどこの誰々さんが感染しているというのが分かってしまうということもありますので、ここは今、県がしっかりと管理をされている。

そしてまた、県からの要請で支援してほしいというのがあれば、それは町ももちろん一緒に対応していくことになりますので、よろしく願います。

ただ、ここについてはそういうふうな体制といいますか、そういうふうな流れになっていますので、そうやっていきますが、ただ生活支援であったり、経済対策であったり、こういったことはまた引き続きいろいろな情報を取りながら、ス

ピード感を持ってやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

農業につきましては、本当に今、担い手の不足、またいろいろな課題の中で、今、これもお話ししましたが、上志比の振興連絡協議会の中でやはり農家同士の協議の場が欲しい、またそこで一体となって町、またJAさん、いろんな団体とあれをしていきたいということで、今、担い手連携協議会という協議会を立ち上げまして、そこで関係団体の皆さんといろいろ話し合っ、政策とか支援を考えていきたいなと思います。

これも今回、一般質問とかいろいろな中で農林課長も申し上げましたが、その支援はいいなと思っても、ひょっとしたら不公平感が出てしまったり、今までの支援の理屈を裏返してしまったりということもありますので、そういった点でなかなか難しい点もありますが、やはり皆さんで話し合っ、じゃこれで行こうという、そういった体制を今つくろうとしていますので、ぜひご理解をお願いしたいなと思っています。

もう一つは、そこもしっかり大事にしていけますが、小規模農家に対しての支援も引き続き行っていくことによって、その農家さんが次の担い手につながっていく可能性も多くありますので、そういった農業に関心のある方の支援というのもしっかりときめ細かくやっていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

えい坊館につきましては、今年、ご存じのとおり指定管理やったか、委託を...。目的外使用で一回募集しましたが、いろいろありまして1年様子を見させてほしい、また観光物産協会とお話をさせてほしいということで、これも酒井議員の一般質問等でちょっとお答えさせていただきましたが、今そういった流れになっております。

今回もこの予算にもありますが、半年で300万円弱の管理費、果たしてこれが半年の間にやっぱりあそこは直営で行くのか、観光物産協会でもたお願いして、またいろいろなこともやっていただくのか、観光物産協会もいろいろ新幹線に向けていろいろな事業をしていく中で、その管理が重荷にならないかとか、そういったいろいろなことを、今話を進めている段階ですので、まとも次第進めていきたいなと思います。

もう一つは、今、SHOJIN協議会とかいろんな観光に携わっている方々があそこの1階の飲食スペースでちょっといろいろやってみたい、ただ毎日というわけにはいかないみたいですが、という声も出てきております。そういった方々

のお話もやはり、関心のある方々のお話もしっかり聞きながら近々まとめていき  
たいと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、子育て支援についてお話がありました。これも齋藤議員の一般質問等  
で、また給食無償化だけではなしにもう一段ギアを上げて、本当にきめ細やかな  
サービスをしていきたいなというふうな思いもありますし、今子育ても6月に向  
けていろいろな提案をできるように進めております。

一概に私立園が永平寺町にできたから子育て支援のサービスが後退したとか、  
そういった意見もあるかもしれませんが、そういったのではなしに、そういつ  
た私立園も公立園も一緒の中で、また園だけではなしに子どもたち、また保護者  
の皆さんが少しでも生活しやすい環境になるように進めていくのも子育て、また  
児童館、児童クラブもありますし、こういったところもしっかりしていくことが  
大切だと思っておりますので、令和5年度から私立園オープンいたしますが、私  
立園があるから後退ではなしに、しっかりそこも含めて私立園に行く子も公立園  
に行く子も幸せになる、そういったまちづくりをしっかりしていきたいなと思  
いますので、よろしくお願ひします。

学校の在り方につきましては、やはりこれは大きな関心事、地域にとって大切  
なものですので、学校の中に入っていきます。ただ、今、金元議員おっしゃられ  
たとおり、分断を避けるためとか、分断になるためではなしに、今回、教育委員  
会が諮問をしておりますので、これはやはり子どもたちの教育とかそういった点  
をしっかりメインに説明をさせていただく。また、その中で地域に入るとい  
うことは地域づくりの中の学校という声も聞くことが大事だなと思  
いますので、しっかりと建設的な議論になるように、最初から反対だ、賛成だ、ではなしに、反対  
の人は賛成の人の意見に耳を傾けていただきたいなと思  
いますし、賛成の人は反対の人の意見に耳を傾けていただきたいなと思  
いますし、またその賛成、反対の  
色分けではなしに、じゃどうしてこの地域をやっていくかというのが、学校をつ  
なげていくか、地域の中の学校というのもしっかりと大事だなと思  
いますので、その辺は金元議員も心配されておりますようなことがないように進めていき  
たいなと思  
いますので、またよろしくお願ひします。

自衛隊の激励につきましては、これは永平寺町役場、各自治体は自衛隊の事務  
を、委譲事務を受けております。募集に対しての委譲事務を受けていますので、  
これまでもそういうふうなことをやってきましたし、やってきておりますので、  
急に今始めたとかそういうものではありませんので、ご理解をお願いしたいと思

います。

あと、国保も県内で高い状況になっています。ただ、これはもう皆さんご存じのとおり、基金が3万円になってしましまして、やはり基金は6,000万円ぐらい持っているほうがいざというときに安定的な運営ができるということで、この国保とかそういった特別会計もやはり経営的頭を持って、また将来につなげることも考えながら進めていくことが大事かなと思います。

ようやく今回基金を積むことができましたので、今度の国保の改正のときには少しいろいろな幅を持たせた議論ができるかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

後期、介護保険等2割負担のお話もございました。これは少子・高齢化が進んでいっている中で、今まで8人で1人を支えていたのが、今2人とか、行く行くは1人ちょっとで高齢者を支えなければいけない時代の中で、誰が負担をしていくか。若い世代に負担を求めれば、金元議員はそう思っているのかどうかちょっと分かりませんが、中で、2割を負担していただくことによって若い人たちの負担の上げ幅を少し抑えていくという考え方もできるかなとも思いますので、こういったことを言いますと何か冷たいと思われるかもしれませんが、私たちの世代、団塊ジュニアの世代が今から高齢者、後期高齢者になっていくまで日本の高齢化率は上がっていきます。高齢者の人口は減っていきますが、高齢化率は上がっていきます。そこに向けてまだ入り口の団塊で今こういうふうなことになってきている。抜本的にいろいろ働いている人たちを支えなければいけない、働いている人たちの収入が減ってきている、その収入が減っている中、こういった社会保障に負担をしているというのも私たちはしっかりと理解をしなければいけない。そういったバランスを持って取り組んでいくことも大切かなと思いますので、いろんな事業、少子・高齢化というのは今がピークではなしに、まだあと20年、30年に向かって右肩上がりになっていく中で、いろいろなこういった対策をしていかないと、どこかで破綻してしまったら悲惨なことになってしまうということも理解していかなければいけないなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと、土地開発につきましては、先ほどお話ししたとおり積極的に取り組んでいきますし、またその用地等が見つかった場合は、そこで進める場合はしっかり事前に議会のほうにもお示しをしていきたいなと思います。

農地のお話もありましたが、もし農地もいろいろな、やればすることはできる

んですが、埋立てをしていろいろ測量などいろいろすると結構な投資になって、土地開発の事業が長続きしない事業になってしまう可能性が、投資が入ってくる差があり過ぎますとなかなか毎年ちょっとずつしかできない。ただ、今、いろいろな空き家とか空き地、こういったものの利活用も求められている中で、今ずっとそういった土地を利用させていただくことによって、より早く区分けもして販売することもできますので、まずはそこから進めさせていただきたいなと思っております。

ただ、金元議員吉野地区ですけど、地区計画とか、そういったことはまた違った視点で積極的に地域の皆さん、地区にも入っていこうと思っておりますので、そのときはまたご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 金元議員、もしなければ休憩に入りたいと思いますが。いいですか。

暫時休憩します。

（午前10時15分 休憩）

---

（午前10時30分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

総括質疑を続けます。

5番、滝波君の質疑を許可します。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） それでは、私のほうから総括質疑をさせていただきます。

まず初めに、令和4年度当初予算は町長選挙のため骨格予算であります。人件費や負担金、起債償還金などの義務的経費や前年度からの継続事業費で予算総額83億5,600万円となっています。前年度当初予算額が84億6,000万円とその差額は1億400万円であります。前年度、令和3年度当初予算においては、新規事業19件、3億2,700万円、拡充事業13件、3億1,000万円が含まれていたことを考えると、肉づけできる予算額の幅はかなり少額であると予測され、予算の硬直化が見受けられると思っております。

財政当局は、今回の骨格予算編成においてどのように感じておられるのか。また、6月に行われる肉づけ予算額をどれくらい見込んでおられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

2つ目に、年々広範囲となる住民サービスの対応で人件費や社会保障費などの

義務的予算が増大する中、住民サービスを低下させずに行政運営を行うことは至難の業であると思われます。そのためにも、行財政改革が常に必要と考えられますが、第3次行財政改革大綱に基づいて、令和4年度の主な改革点をご説明願います。

3つ目、補助金についてです。一般質問でもさせていただきましたが、交付対象約150件、その分類は法律に基づき設立された団体から非営利団体、営利団体、個人まで様々です。特に運営補助をしている団体、組織はどこも必要であると思われていますが、こういう財政状況を考えますと、特に住民福祉への寄与、貢献度—表現が正しいかどうか分かりませんが、貢献度において、その補助金額の算出を出す必要があると思います。一定基準に基づいて透明性を確保した補助金交付となるよう望まれております。この一定基準に基づいた交付金制というような構想をどのようにお考えでしょうか。

また、補助金交付担当課においては、対象団体の運営及び経営が行政頼みにならないよう自立できるよう、その指導、助言をし、必要な補助交付となるよう努めていただきたいと思います。ただし、令和2年度よりの新型コロナウイルス感染症の影響が長引いている昨今、例年以上に相手方とよく話し合われ、住民の福祉が低下しないよう努めていただきたいと思います。願う次第であります。

4つ目です。ここ近年幾つかの課において観光物産協会とまちづくりZENコネクに指定管理または委託事業を発注しておられます。福祉保健課の資料でシルバー人材センターの発注状況の一覧表がありましたが、あのような形式でおのこの観光物産協会とまちづくり会社ですが、おのこの発注状況を示してください。

この両者の行政の位置づけについてお尋ねをいたします。この行政の位置づけがいま一つ私は十分な理解をしておりません。例えば、社会福祉協議会であれば本町の住民福祉の大きな担い手であり、福祉部門についてある意味行政と社協の両輪、車の両輪のごとく役割を分担しながらやっている機関とうかがえますが、この観光物産協会とまちづくりZENコネクについてはどういう団体というような位置づけをお考えでしょうか。教えてください。

5つ目に、指定管理者制度についてですが、新年度において契約管財課を独立させ、指定管理制度の目的に従って募集、契約等統一的行われることは期待しております。この制度は何よりも町民の福祉向上のため、民間企業、団体の知恵や技術を活用し、よりよい住民サービスを提供することにありますから、その主

役は町民です。町民の意見を調査し、それを生かすことが肝要です。住民アンケートやモニタリングを積極的に行い、民間業者も意欲的にそのサービス提供できるような仕組みづくりをお願いいたします。現在の9つの指定管理で住民の意見や、あるいはアンケートを生かし改善できた事例があったらお答えをください。

6つ目、近助タクシーについてですが、地域の課題解決に向けて住民自らが立ち上がり、乗合タクシーを運営することは、他の市町での民間交通業者が運行するデマンド交通と比べると大変すばらしいことだと思っております。

しかし、住民が運行するからこそ、その運営は難しく、行政の大きなサポートが必要だとも考えています。令和4年度は2つの地域でも本格運行を目指すことで3つが稼働することを予測されます。継続的な安心と安全な運行に努めることを行政が責任を持って行うような体制はできていますか。また、コミバス等に代わる新たな交通手段となるためには住民への周知はもちろん、住民の意見を聞き、よりよい運行に努めることが必要です。決して委託業者に任せっきりとならないよう行政の体制づくりはどのようになっていますか。

7つ目に、地域おこし協力隊についてです。これは三大都市圏の方が地方に居住し、仕事や生活をしながら地域の活性化に寄与してもらうことを求めているものであります。国が3年ほど支援をするということではありますが、国は全国で8,000名規模を想定してその事業の運営をしようとしております。本町において過去数名の採用をしてきましたが、そのときの反省点などどのように考え、そして今回の募集についてどのように改善行っているのかをお聞かせください。

今回、派遣先がまちづくり会社ZENコネクトと九頭竜川中部漁業協同組合から募集があったということですが、町が採用し業者に派遣するという形であくまでも行政が採用するという事で考えておられるのですね。ここは確認であります。

この事業が成功するかどうかは役場担当者が派遣先はもとより、地域の方とどうつなげていくかがポイントだと考えます。派遣先は事業遂行に向けて職員の技術、そして仕事の提供をしていくということではありますが、隊員がこの地域すなわちこの永平寺町に暮らす中で、地域を盛り上げるためのアイデア等を出していただく、それを誰が拾い実現に結びつけるか、このことが一番大事なのではないかと考えております。そういう役割を担うのが地域とどうつなげるか、サポート役の役場職員にかかっているのだと思います。協力隊の活動のサポートする仕組みをぜひ説明をお願いいたします。



以上です。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） まず、1点目にございます骨格予算、財政的にどう考えているかということをございます。

今回の予算につきましては、約83億円ということをございます。この83億円、昨年は84億円ということをございますけれども、以前の永平寺町の役場におきましては、全体的な予算規模というのはおおむね大体90億前後で、平成27年、28年、29年、大型公共事業がございまして、そうした規模でございました。そういったものが収まった中で今83億という予算規模でございます。

実際、今の1番、2番の質問に対応するような形になるんですけれども、義務的経費、確かに社会保障経費もそうでございますし、いわゆる経常収支比率そのものが単純にいきますと97%を超えているということで、今ほど議員さんもおっしゃったような財政の硬直化というものが見られていると。

ただし、そうした中でもいわゆる実質公債費比率であるとか、将来負担比率といったものはかなり下がってきている現状の中で、もう一つ大きいものとしましては、公債費に占める交付税算定される起債等が多いといったことで、現状としては確かに数字的なものでいけばかなり厳しい硬直化というものがありますけれども、今、コロナ禍におきまして国からの交付される交付税であるとか、そういったものを見ると、今現在は数字ほどのところまでは行っていないというような感覚を持っております。

ただしがありまして、やはり今これから、以前から言っております施設の長寿命化であるとか、もう一つはゼロカーボンに向けた取組、こういったものが必ず対応が迫られてくると。今、令和7年度までにおきましては、合併特例債の延長といったものがございます。行財政改革の中身でございますけれども、これまでも取り組んできた中で、やはり歳出の抑制、社会保障の抑制というものはなかなかできないし、役場内部の中でのいろんな支出の抑制、いわゆる発注の在り方であるとか、いろんな改革はしてまいります。それもある程度限度はあるかなと。ですから、やはり今大切なのは、いかに補助金を取ってくるか、またいかに有利な借入れをするか、そういったものがまず一番大きいのと、いかに計画的に、先ほど言いましたゼロカーボンであるとか、長寿命化であるとかいったものもやらなきゃいけない。一応、令和4年度につきましては、そういったゼロカーボンに向けた取組とかの洗い出し等も含めて、今後の5年、10年先の財政的な、中長

期という話になってまいりますけれども、を立てていく必要が往々にあるというふうに思っているところでございます。

あと3つ目の補助金でございますけれども、確かに一定基準が必要ではないか。一応補助金につきましてはある程度基準をつくってございます。ただ、それも時代によってだんだんだんだんその対策が変わってくると。例えば、社会福祉に關しましても、やはりどうしても必要となってくるのが、運営的な部分の人件費をどう考えるかというのが一番大切な部分かと思えます。これにつきましては、やはりこちら側としてどういったものを求めているか、向こう側としてどういったことをやるためにはどれだけの人数が必要かといったことにつきまして、昨年、一昨年の基準がそのまま今年当てはまるかというところとそういうわけでもないと思えます。こうしたことにつきましては、財政課も含めて担当課と一度やはり話をし、どういったところで線を引くかといったところが大切になってくるのではないかと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 河合町長

○町長（河合永充君） お答えします。

まず、今予算につきましては、今ほど財政課長が申し上げました。ただ、義務的経費というのもしっかり増えてきている。また、今回、もう一つ今ちょっと心配する要因が物価の増がありまして、最初、設計額とかひよっとしたら物価の増で上がってくる可能性があるかなというのがあります。

ただ一方、収入のほうは交付税、また税収等増えてきているところもありますので、そういったのもしっかりと勘案しながら進めていきたいなと思えます。

監査委員さんも、もう少し積極的な投資をしてもいいのではないかというご意見等もいただいておりますが、やはりつなげていくために借金の上限や、いろいろなリミットを設定しながら健全な行財政運営に努めていきたいと思えます。

それと、住民サービスの中でやはり事務予算というのが増えてきます。今ほどもお話ありました宅造であったり、災害であったり、マイナンバーであったり、コロナであったり、対策であったり、都市計画の見直しであったり、水道の計画であったり、いろんなところで専門性が求められておりますし、また国全体で地方自治体に取り組んでいかなければいけない業務というのがどんどん増えてきているのはもう皆さんもお分かりのことだと思います。そういった中で、やはり会計年度職員さんにサポートしていただくとか、先ほどお話ありました指定管理で専門的のところはそういった方々をお願いをして、役場はしっかり行政事務、ま

たいろいろな取組に、時代に合った要求に応じていく、そういった流れになってきているのかなと思います。

今回の異動につきましても、住民税務課を異動したのもやはり職員のより効率化、住民のための窓口ですが、いろいろ仕事を分担してやっていただく、そういった面もありますので、いろいろアイデアを出し合いながら、また民間の皆さん、いろいろな方々の餅は餅屋にお願いする、そういった考えを持ちながらやっていきたいなというふうに思います。

ただ、後ほど指定管理のお話の中でも出てきますが、じゃ全てを指定管理というわけにもちょっと厳しくなってきたのが、指定管理を受けられる方々の企業さんとか団体さんがちょっと少なくなってきた。ここはやっぱり人手不足と物価の上昇、そういったのがありますので、逆に指定管理もこれからはどれだけ売上げがあったからという考え方ではなしに、しっかり利益を出していただくというのが前提にならないと誰も引受け手が出てこないかなというのがありますので、その辺もしっかりと対応していきたいなと思います。

また後ほどお話しさせていただきます。

そしてまた、今の指定管理のお話もありましたが、補助金についてもやはりちゃんと取決めをして、誰に聞かれてもこういうふうな理屈で補助金をというお話はやっぱりできなければいけないなと思います。基準をしっかり設けていかなければいけないと思いますが、相手の団体さんにもあまりにも縛り過ぎてしまうと、ちょっと柔軟なところ、急に永平寺町もいろんな事業が増えてきて、ひょっとしたらこれやってみたいとか、そういったのがちょっと柔軟に対応しなければいけないとかもあるかなとも思いますので、ある程度の基準を設けてしっかりお話をさせていただくと、またこの予算は何でなったんですかと聞かれたときにはしっかり説明ができる、そういった体制はしっかりしていかなければいけないなと思いますので、またご指導よろしくをお願いします。

そして、観光物産協会とまちづくり会社の位置づけがというお話もありました。観光物産協会はやはり永平寺町の観光をまとめていただく。例えば今、永平寺町が観光物産のホームページを管理していましたが、町が管理していますとそこに民間業者のリンクとか宣伝とか、そのホームページを利用してクーポンを配布するとかなかなか厳しいところがありますが、そういった民間団体にやっていただきますとより柔軟に、またいろいろな会員の会社の皆さんと連携も取りやすいのかなというふうな一面もあります。そういった点で観光物産協会には本当に

地域の観光に関わっている皆さん、商業に関わっている皆さんのためになる協会であってほしいなというふうに思っています。

その中で今、えい坊館の管理とか、そこがひょっとしたら観光物産協会の重荷になっているのであれば、今お話をさせていただいて、あそこの管理運営の仕方を変えていくのも大事な一步になるかなと思いますし、観光物産協会のあそこを利用して観光のこういうことをするんだというのであれば、またありますので、こういうような点はどんな話が進んでいるか、また議会のほうにもお話をさせいただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それと、6月に向けて今商工観光が進めていますのが、今いろいろな永平寺町には観光物産協会、門前協会、SHOJIN協議会、商工会の観光部会、いっぱいある中で、一度、専門家の人に来ていただいて、町の関わっている人たちの一本化にしていく。その組織を一本化にするんじゃないしに、皆さんで新幹線とかその後に向けて進んでいくためにプロデュースをできるような人がいないかという話も今進めています、ひょっとしたら6月議会にそういったお話をさせていただけるかもしれませんので、今進めていますけど、それはまだ今進めている段階です。

ただ、そういった中でやっぱり観光物産協会の位置づけをちょっと心配されているとおりに、永平寺町の観光物産を牽引していただきたいなと。今の協会の会長も専務さんも3年かけて何とかそういうふうにしていきたいというので今やっていただいていますので、そういった点でも町はしっかり応援をしていきたいなと思っております。

それとまちづくり会社については、あそこはもう完全な民間企業という位置づけです。今、自動運転の委託は国、産総研から直接受けてやっていますし、近助タクシーの管理も今は委託を受けてやっていただいている。あくまでも町がどうですかというのではなしに、会社ですので、会社としてしっかりと話し合っただけでやっていただく。ケーブルテレビの撮影もまちづくり会社さんが手を挙げて、せっかくやで永平寺町内の会社でやりたいということで、私たちが願ひしますとかそういった位置づけではなしに、しっかりと意思を持ってやられています。ただ、交通についてはエキスパート、いろいろな分野でいろんなところの委託を受けて、日本最先端の実は技術をもっている、ノウハウを持っている会社になりましたので、そういった点で観光とかにはちょっといろいろ願ひすることがあるかなと思いますので、よろしくお願ひします。

また、指定管理の今契約管財課ができて、住民の皆さんのアンケートというお話ですが、利用者の皆さんの意見を聞いて募集要項に盛り込むことは大切かなとは思いますが、なかなかアンケートの取り方とかそういったのも全町的にやると逆に指定管理の募集要項とかそういったところで縛ってしまうことにならないとか、ちょっと柔軟性を持たせることができなくなってしまうこともありますので、利用者目線の声はしっかり聞いて募集要項に反映できればなというふうに思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

近助タクシーについては、やはりその安全確保というのが大優先です。まちづくり会社に管理をお任せしておりますが、しっかりと職員がまず、今試走の段階ですけど、地域に入ってこういうサービスができますよ、今ですと志比北の成功事例がありますので、こういうことがあれで、こういうことが課題ですよ、また運行始まってドライバーの皆さんとドライバー会議の中でいろいろな意見を聞かせていただいて進めさせていただいていますので、そこは今しっかりできているかなと思います。

ただ、これから運用が始まってずっと行きますと、どこぐらいまでの役場とドライバーさんとの定期的なものになっていくのか、ある程度任せていってしまうのかというのがちょっとありますので、もう一度役場の位置づけというのはしっかりここで決めておいて、本格運用になってもここここはしっかり町が管理していますよというのはやっぱり決めておきたいなと思いますので、ご提案ありがとうございます。

そして、地域おこし協力隊、これも数年ぶりにお任せしまして、いろいろな反省も踏まえまして、永平寺町では商工会さんとか関係団体と数か月に一度いろんな情報のやり取りをしている中で、商工会、観光物産協会、シルバー人材センター、社協さん、まちづくり会社、中部漁協、JA、役場、事務局と会長とが集まって会議をします。皆さんにお話しさせていただいたのは、3年後もこの方がもしここでノウハウを積んで、3年後もまた残りたいとか、違うビジネスとかというのはあれですけど、そういったときもしっかり受皿になってほしいというお話はさせていただいていますし、もう一つ反省を踏まえたのは、役場のことをあまり押しつけずに、そこの役場とか団体さんの最初に決めた、こういったことを集中してやってくださいということをお願いして、ちょっと自由にといいですか、そういった感じで、自由というばかりは駄目ですよ。行く団体のもちろん業務はしっかりやっていただくんですけど、そういったことはしっかりお願いをして進

めていこうということにしていますので、前のいろいろな反省も踏まえてやっておりますので、せっかく来ていただく人、気持ちよく活躍してほしいなと思いますので、またその点よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） ほか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ありがとうございます。

先ほど財政課長の答弁で、6月の肉づけがどれぐらいの規模ということをお尋ねしたんですけども、大体全体として今まで例年90億程度の予算規模ですよということですから、大体その辺のラインで考えておけばいいということで理解をすればいいのかなとは思っているんですが。

それと、ちょっと一覧表、観光物産協会と禅の里の一覧表、先ほど町長の答弁で観光を一本化するという、一本化じゃなくて統一的に同じ方向を向くようにというような話をしていくということも考え合わせますと、いろんなところでいろんな事業を観光に特化していろんな事業をやっているの、それらも含めて出していただくと非常に分かりやすいなと思います。

当然、政策課の中にもそういうような事業もあると思うんで、よろしくお願ひいたします。

あと、地域おこし協力隊の制度の仕組みですけども、先ほど言いましたとおり、町が採用して派遣先へ派遣するというような形で理解すればいいんですかねということ、まず基本的な部分をお聞きしたいのと、あと、最初が肝心だろうと思います。どんな仕事をするか、あるいはどんな生活をしているのか、何を行政が、あるいは派遣先が期待をしているのか、十分すり合わせをして臨んでいただきたいなと思いますし、それと同時に、長くこの町で暮らしていただくためには、やっぱり地域になじんでいただくということが重要だろうと思います。そういった意味での役割が行政としては一番必要なのかなと思っておりますので、ぜひその辺の体制をつくっていただきたいなと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 6月の肉づけにつきましては、まだ最終的な査定も終わっておりませんし、それとやはり当初予算編成組んだときがおおむね12月から1月ぐらいということで、情勢もいろいろ変わってきてございます。ですから、今、先ほど言いました90億というのは、今考えているのはまだ現段階において

は四、五億ぐらいあるかなと。ただ、内容をきちんとやっぱり査定とか精査させていただきながら、改めてまた6月のほうに上程させていただきたいので、よろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 地域おこし協力隊でございますけども、自分としては会計年度任用職員として雇用しまして、町が受入団体といろいろな協議の中で、大きく言いますと農業振興とか水産業振興という形で、そういったプロジェクトを遂行するに当たって地域おこし協力隊、会計年度任用職員として研修派遣というような形で受入先のほうに研修を目的に派遣するという形を取りたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほか、総括質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、これで総括質疑を終わります。

では、議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第13号の第1審議を終わります。

次に、議案第14号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第14号の第1審議を終わります。

次に、議案第15号、令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につい

て、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第15号の第1審議を終わります。

次に、議案第16号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第16号の第1審議を終わります。

次に、議案第17号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第17号の第1審議を終わります。

次に、議案第18号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第18号の第1審議を終わります。

次に、議案第19号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第19号の第1審議を終わります。

次に、議案第20号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第20号の第1審議を終わります。

次に、議案第21号、令和4年度永平寺町上水道事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第21号の第1審議を終わります。

～日程第10 議案第22号 永平寺町ふるさと応援基金条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 日程第10、議案第22号、永平寺町ふるさと応援基金条例

の制定について、議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第22号、永平寺町ふるさと応援基金条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書138ページから139ページをお願いいたします。

条例の概要でございますが、第1条、基金の設置目的としまして、ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度を活用して、当町を応援するために寄せられた寄附金をそれぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため設置するものでございます。

第2条では、基金の積立は寄附金及び基金から生ずる利子とすることを規定しております。

第3条では、現金の管理について規定しております。

第4条では、基金の運用から生ずる収益の処理について規定をしております。

第5条では、財政上必要があると認めるときの繰替え運用について規定をしております。

第6条では、寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため、その全部または一部を処分することができることを規定しているものでございます。

第7条では、基金の管理に関して必要な事項は別に定めることを規定しております。

なお、施行は公布の日からといたします。

以上、永平寺町ふるさと応援基金条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより、第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2つあります。

1つは、第6条、処分のところですが、第1条に規定する目的のために基金の全部または一部を処分することができるというのをもう少し詳しく示していただきたいと思います。

2つ目の質問は、基金に積むわけですから、取崩し等やっていくのは上にちょっと目的を達成するために必要な事業の経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとすると書いてあるんですけども、その下には、最近繰替えて。繰り替えて運用することができるということも書いてありますが、いわゆる使途については個々に事業名まで含めて議会に示されるということになるんですか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、第6条でございますけども、今回、基金を創設しまして、ふるさと納税として寄附していただいた寄附金を当年度に事業に充当できずに、翌年度以降もその寄附の目的に沿った事業に充当する場合に、年度を越えてその基金を運用するということですので、そのうちのまた全部または一部を処分する、年度を越えて運用するということで処分という形で基金を運用させていただく。あくまでも寄附者の方のこういった目的に使ってほしいという目的に沿った事業に充てると。事業の財源に充てるということを主に基金を使わせていただくということにしております。

また、組替え運用につきましては、以前、全協でもお話ししましたが、例えば財政上、どうしても支払いが滞るような場合に一時的に基金の組替えという形で支払いに充てるというようなことができるという意味での組替え運用という形を取っております。

ただし、その場合には一時的に立て替える期間であるとか、そのときの利率を定めて、当然、基金に戻すときにはそういった利率、利息も含めて戻すというような仕組みというか、扱い方をするというようなことでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 基金に積み立てた現金といいますか、お金、基金につきましては、あくまでも寄附をしていただくときにどういった目的でその寄附をしていただくか、例えば子育て支援であったり、移住定住であったり、そういった目的がございます。その目的に沿って寄附をしていただくので、その目的に沿った使い方をするというので、基金に入れるときにはこのお金は子育てで幾らとかっていうのではなくて、それはあくまでも事務レベルというか、事務処理の中でそれぞれの目的に幾らずつの寄附をもらって、トータル幾らというようなことはきちっと事務処理していきたいというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 使途については、1か所にみんな集めて、それをいろいろ寄附項目に示してある内容に基づいて使っていくということでもいいんですね。

そしたら、個々の人の要望がという意味ではどうなるのかなというのはいちよっと思わなくてもないですが。

それともう1点、そこを組替え、支払いなどに寄附したときに組替えも可としたということですけど、利率も含めて戻すっていうのはあまりないんじゃないですか。こういうことは常々あるんですかね。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） これは組替え運用につきましては、ほかの自治体でも期間及び利率を定めるというのは一般的であります。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっとお聞きします。

それぞれうちで基金、例えば教育資金のところとか福祉費のところとかいうそれぞれの基金項目がありますね。そのほかにこのふるさとの応援基金条例で、たしかあのときの説明で、8つの事業に対して一応大枠ね。これに使ってください、これに使ってください、細かく指定している人もいらっしゃるかもしれませんが、大枠、例えばこれは教育のほうの部分と。8つに決めるとおっしゃっていました。その8つを大体、あのときや8つしか言っていなかったんで、内容はどいう8つになるのか。

そして、その管理の仕方は今ほど質問の中にあつたように、例えばトータルこれだけで8つの部門でこれはこれだけだよ、これはこれだけだよ、それに対して今年を出したのはこれだけですよと。例えば教育なら、一つ教育の何かあつたとすると、ですよという形になると思うんですね。

私はこの8つの部分が例えば今、教育資金ということの基金がありますね。福祉基金がありますね。そことの差異やね。例えば、もう既にそういう基金があつたらそこに入れればいいのに、なぜあえてここに応援基金を創設してそれぞれの項目ごとにする。そしてまた、その基金の中には運用上、例えば支払いがあつたらこっちを取り崩してこっちの分を運用するというような見方じゃないかなと。例えばですよ。教育基金の中で仮に1,000万ありましたと。しかし、基金の取り崩してやる基金が1,500万でしたよと。その500万部分は仮にほんならその基金の中のどこかを利用して使うのか、いや、5,000万たまるまで一つのマイナスだけど、そういう形でそれを受けてするのか。そうなってくると、

今までのいろんな基金、それぞれの項目の基金との兼ね合いがどういう運用をしていくのかちょっとはつきり見えんですが、そこら辺りのお考えがあったらお示してください。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、現時点での8項目についてですけども、まず1つ目が子育て支援の充実、2つ目が高齢者福祉の充実、3つ目が自主防災組織と連携した防災対策、4つ目が地域ブランドSHOJIN促進、5つ目が定住促進、6つ目が地域をつなげる活動推進、7つ目が大学支援等の事業、8つ目が町の必要であると認める事業、その他ということですけども。

もともとふるさと納税制度そのものが基本的に町外の方、県外の方が永平寺町、当町を応援していただく、あるいは永平寺町でいろいろ育って進学とか就職で県外へ行って、ただふるさとを応援したいということで応援していただいて寄附をするというような制度です。その制度に沿って寄附していただいた寄附金を、その方にとってはこういうことに使ってほしいという寄附の目的があると思うんですね。だから、その寄附の目的に沿った形での寄附金を使うために、それが当年度の事業で充当できればいいですけども、今後、我々も寄附額をどんどん増やしていきたいという思いもありますので、そういった中で寄附額が当年度で使えない場合も出てくるので、今回基金をつくって翌年度以降も寄附者の思いに沿った事業の財源に充当していきたいということで今回つくらせていただきました。

教育振興基金とかいろいろほかに基金もあると思いますけれども、そういった基金に積んでほしいという方、町内の方もいらっしゃると思うんですね。町外じゃなくても町内の方。やっぱりそういったところで、あくまでもふるさと納税で寄附していただいた方の思いを翌年度以降も引き続き実現するために、今回基金をつくってそれを事業に充てさせていただくという形で、きちっとすみ分けをしたいというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） そうしますと、例えばいろんな寄附のところには、ふるさと納税じゃなくてほかの、例えば教育に、高齢者にしてくださいという寄附がありましたと。これはあくまでも今までの福祉基金であるとか、教育基金であるとか、そういうところに充当。例えば、入れた場合にはそれに充当して行って、あくまでもこのふるさと納税は返礼品も含めてするやつがありますよね。そうすると、今言うそういう形での返礼品を加えた、そのうちの何%かは基金として残りまし

た。そういうものと色分けをきちっとして、こちらのとおりはこっちで使い方を  
する、こっちはこういう今まで従来の使い方をする。そういう見方ですればいい  
ということですね。

だから、従来の寄附のやり方とは全く別個の寄附のやり方のふるさと納税とい  
う寄附があるので、そちらのほうに見ていくよという発想なのか。いや、このふ  
るさと納税としてのあれでしょう。何かそこら辺りがちょっとよう分からんので  
すよ。例えば、返礼品をするようなふるさと納税とまたちょっと毛色が違うんで。  
これの返礼品はないんですか。

いやいや、例えばこれは教育資金に使ってくださいってふるさと納税で返礼品  
とか求めるやつが入っているかもしれんし。そこら辺りのちょっとすみ分けが、  
使い勝手が分からないので。私としては。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） あくまでも基金内と考えてください。ふるさと納税をし  
ていただいて、上田議員が県外にいらっしゃって、永平寺町のためにふるさと納  
税したいと。そのお金はどういうことに使いたいのか。高齢者福祉に使ってくださ  
いということであれば、こちらとしてはそれが例えば1,000万いただくなら  
高齢者福祉に1,000万寄附があったというのは事務処理の中で分かります。  
それを当該の事業の中で500万しか充当できなかった。そしたら、残り500  
万は寄附いただいているので、それを翌年度もその事業に使いたいというときに、  
一旦基金に積んで、来年度高齢者福祉に使うために年度を越えてしまうので、基  
金としてはやはり年度を越えるということは当然その基金から一旦一部なり全部  
を取り崩して処分するような形で翌年度の高齢者福祉の事業の充当に使うと。こ  
ういった事業の使い方をするので、全く福祉基金とか教育基金とか、そういった  
形の基金と別の、とにかくふるさと納税で集まった寄附金を寄附していただいた  
方の思いに沿った形で使いたいと。使っていききたいというのが趣旨です。

○議長（奥野正司君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 今のですけれども、ふるさと応援基金という基金が1本あ  
って、8項目というのは帳簿処理上8項目に分けて帳簿管理するというふうな意  
向で、解釈でよろしいんでしょうかね。それで基金は基金と。ふるさと応援基金  
というのがあって、そこへ積んでいるわけですから、帳簿上、ここの事業には半  
分しか使っていないのは翌年使うよというんで、こういう基金をつくって事業を  
進めたいというふうな解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 議員のおっしゃる帳簿というのが基金としてはどういう意味の帳簿かちょっと分かりませんが、あくまでも、例えば永平寺町に1億の寄附金があった場合に、そのうちの8つの項目の内訳というのは当然事務処理の中で分かってきます。そのうち当該年度に8つの事業でそれぞれどういった事業に充当したか、その8つの事業というのは、例えば子育て支援でも子育て支援の中にまた細かい事業がそれぞれ原課でやっている事業があります。その財源に充当する。そういった事務处理的にはそういった、きちっと1億円の使い道が分かるように処理はしていきますということです。

○議長（奥野正司君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 今、何にどれだけ使ったかというのが分かるようにというのが、すなわち帳簿上というのか分からんけど、帳面上、事務計画上と言ったらいいのかな。分かるように、使途が不明確にならないようにやっていくというふうな解釈でよろしいんでしょう。そういう意味でしょう。

私の言う帳簿上というのは、それを記載して残しておいて、記載って別にコンピュータ管理でもいいんですけども、どれだけ使ってどれだけ残っているのか明確に分かるようなシステムのやつでやっていきますよという解釈でいいのかなというふうに思っているんですけど、それで間違いないですよ。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それが帳簿上であれば、そのとおりです。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） そうしますと、例えば今、今まで従来の教育基金だとか福祉基金ありますね。福祉基金の費用をほかに流用することはできませんわね。目的外使用になるから。でも、ここでいうと、その財政上必要があると認めるとき、確実な戻しをして期間内に利率を入れれば運用できるというふうな言い方ですわね。そうすると、目的外の使用に充当もできるということですね。同じ基金の中で。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 運用上の問題ですよ。組替え運用というのは。一旦、例えば大きな災害があって、どうしても現金が必要だというときには、基金に現金がありますよね。それを一旦そっちのほうの支払いに組み替えて運用しますよと。ただ、そのときには、例えばそれが1年後か半年後に返ってくるのであれば、当

然、利率もあってこっちに戻してくださいと。戻ったときには当然、目的に沿った使い方をします。

○議長（奥野正司君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑がないようです。

議案第22号について、ほかに質疑がないようですから、質疑を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第22号の第1審議を終わります。

～日程第11 議案第25号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第11、議案第25号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第25号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書147ページから148ページをお願いいたします。

条例改正の内容でございますが、第2条関係では、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和としまして、引き続き在職した期間が1年以上である要件を廃止いたします。

第20条関係では、非常勤職員の部分休業の取得要件の緩和としまして、引き続き在職した期間が1年以上であるという要件を廃止いたします。

非常勤職員を含む全ての職員に対して育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置の追加としまして、第24条関係では、妊娠または出産等について申し出があった場合は、制度内容の周知であるとか、意向確認のための面談等を行うことを追加しております。



第25条関係では、勤務環境の整備としまして、育児休業等に係る研修の実施や相談体制の整備を追加しているところがございます。

なお、施行は令和4年4月1日といたします。

以上、条例改正の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥野正司君） これより、第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回、会計年度職員も育児休業を取れるようにということで、同じ労働者として取れるようにという改正でありますんで、これは異議がないんですけれども、基本は制度設定してもそれをいかに使えるかということだろうと思います。

例えばというか、ぜひお聞かせいただきたいんですが、ここ近年、女性職員で出産された方、そしてそれに基づいて育児休業を取得した方、どれくらいの方いらっしゃいますか。そして、その期間というのは大体どれくらいの期間を取っておられますか。

また、男性の取得はどのようになっていますか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 正確な数字はちょっと覚えておりませんが、一般職員でも2名ほどおりますし、保育士あるいは会計年度任用職員においても育児休暇を取っている職員はおります。

育児休暇、基本的に1年ぐらい取っていらっしゃる職員が多いです。

あと、男性職員につきましては、ここ近年、消防のほうで2か月取得しております。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ぜひ女性も男性も育児休業取れるような環境の整備を整えて、整えているんだろうと思いますけど、整えていただきたいと思いますし、できたら分かる書面、後ほどで結構ですので、状況をお伝えいただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） ほか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 育児休暇、特に会計任用制度のところでは保育士さんであるとか、それから給食さんの関係であるとか、現業職の方、割とそういうところは取りにくい部分があるんですね。現業職の方々が取れるという体制、それから男性はまた一般職も含めてあれですけども、特に現業職のところについて、今までですと会計任用のところはきちっとできないと、その雇用を一時解雇されるような形で運用されている部分もあったと思うんですが、やはりこの会計任用ということで職員になった以上は、その他職員の補充も含めて、例えば現業職ですとそこで休むともう既にそこから1人欠員できるとなかなか補充が大変なので、そこから辺りの環境は今どのように考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 決して取りにくいことではなくて、産休、育休、それぞれそういった申し出があれば全て取得できるような体制を整えておりますし、現実、取っていただいているのが現状です。

ただ、今回、民間でいうこういった育児休業等に関しましては、やはり今おっしゃるように取りにくい環境があるというようなことで、今回、24条、25条、取りやすい環境を整備するといったことが追加されたのかなとは思っておりますが、本町においてはそういう申請があった場合には全て取得していただいております。

○2番（上田 誠君） 解雇というのはないわけですね。解雇というんじゃないですけども……。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 例えば、もちろん僕勉強不足ではございますが、例えば休むということになったときに、今まで会計任用もありますが、一時契約をあれしてすると。それは今までなかったわけですね。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） そういったことは一切ありません。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2つあります。

1つは、僕はこうやって条例が少し使いやすいように、より使いやすいようにしようという目的は分かるんですが、背景、何でこういう条例が示されているのかということをやっぱりどこかできちっと説明していただいたほうが、提案理由の説明ですけど。そういうところまで含めて利用状況も含めて調査した結果、や

っぱりここでもこういうのも見えるからこうするんだということをひとつやっぱり示すことが必要だと思うんですが。

2つ目はちょっと会計年度任用職員ですが、育児休暇、会計年度任用職員は基本1年雇用ですよ。そうすると、1年を越えて育児休暇を取った場合はどういう扱いになるのかというのは不安になる可能性はあると思うんで、その辺いかがでしょうかね。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、後のご質問からですが、今回、改正したのは、会計年度任用職員、非常勤の場合には従来の条例では引き続き勤務期間が1年あった者が対象になるという条例でした。それを撤廃したので、廃止するので、対応した時点でもしそういう妊娠とか出産ということが分かれば、その時点でもう産休、育児休業が取れるような制度に変えたということです。

あと、背景ということですが、これは3月7日の全協に議案の説明の時点で、今回、こういった条例改正に当たっては人勸の中でも、昨年の人勸の中でもそういった働きやすい、出産とか育児によって仕事と両立しやすいような環境をつくるというようなことで、今回の条例改正あるいはいわゆる育児休業の取得の要件の緩和ということで、育児介護休業法の改正に伴って条例も改正するというご説明させていただいているとおりでございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 育児休業制度は本当に大事で、安心して子育てができるという意味では必要な制度だと思います。

ただ、国は人勸で言っているというんですが、国は職員の採用についてはキャリアという制度を設けたりして、ある意味育児しにくい環境をつくってきたのも公です。民間では大変な状況、もっともっと大変な状況があったと思うんですが、そういう反省の上に立っていることかなということは疑問としていつも思っています。本当に育児制度というのは誰もがやっぱり子どもを豊かに育てて行くために必要ではないかと思っているんだと思うんですけど、本当にそれを公が最初にやっぱり実践するということが地域の民間にもより広がっていくことにつながると思うんで、その辺は弱い立場の人たちも含めて、より運用の面で利用しやすいようにしてほしいと私も思っています。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

本件について、第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第25号の第1審議を終わります。

～日程第12 議案第26号 永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、議案第26号、永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、議案第26号、永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書149ページ及び150ページをお願いいたします。

改正点は主に2つでございます。

1つ目としましては、多業種交流センター内の施設としまして、条例第3条第2項第7号に多目的ホールを追加するものです。これまで利用していなかった旧映像ホールの防音に優れているという特徴を生かし、音楽関係での利用やセミナーなど発表の場として貸出を行うものでございます。

利用料金につきましては、1部屋1時間当たり1,200円として別表第3に追加記載するものでございます。

2つ目は、テレワークスペースの有料化について、でございます。多業種交流など交流の場となることを目的としているコワーキングスペースの利用を促進するために、今回、現在無料としているテレワークスペースを有料化するものでございます。

利用料金につきましては、1日使用の場合は300円、半日使用の場合は200円とし、別表第3に追加記載するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより、第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 多目的ホール、映像ホールですね。これの使用目的を一度確認したいと思います。

というのは、この四季の森複合施設の条例で、大きく多業種交流センターの目的というか、その事業と、それから旧傘松閣の事業というのが条例の中で、第4条で区分されております。今回、この映像ホール、多目的ホールの使用目的によって、事業によってどちらのほうに入れるのかということをしかりと位置づけすべきじゃないかなと思います。条例でいいますと、第4条のところですよ。この点について確認したいと思います。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 今、四季の森複合施設につきましては、条例で多業種交流センターと旧傘松閣、目的を分けてということで取扱いを行っているものでございます。

ただ、今回、利用していなかった映像ホールにつきまして、そこを個人の方とか大学の関係者の方から、個人の方の場合は音楽関係、個人の趣味で利用したいというようなご要望をいただきましたし、大学関係者の方からは発表の場、セミナーの開催とかセミナーで検討したことを発表する場とか、そういった発表の場として利用したい。要はそこで発表して交流をとということで利用したいというお話をいただいたので、少しでも利用していただけるのであればということで多目的ホールということで貸出を行いたいとするものでございます。

地域の交流とか、多業種、仕事間の交流とかという意味と明確な線引きというのはなかなか難しいんですけれども、セミナーの開催等になりますと傘松閣と同じような意味合いということになってしまうかなというふうにはこちらとしても理解しているんですが、どのような利用をしていただけるのか、当然この後、貸出をすれば出てくると思いますので、またそこで明確な区分が必要ということであれば、それはそういう状況を踏まえてまた今後判断していきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今おっしゃる内容で進めていただきたいなと思います。

要は、条例の第4条のところをしかりと見て、必要があれば、旧傘松閣グル

ープに入れるべきなのか、交流センターグループに入れるべきなのかというところをしっかりとフォローアップしていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） すいません。ちょっと今のやり取りを聞かせていただいていた質問になってしまうんですけども、映像事業、音楽事業ですとか、こういったことやってっていると、趣味であるとか、文化であるとか、そういったことって公共事業の一個であるとか、生涯学習の一個であるとか、そういった捉え方をされがちですけども、やっている方たちは個人事業としてやっている方がすごく多いわけですね。

そういうお商売をされているという立場の方もいらっしゃるし、今後の展開としてやっぱりユーチューブですとか動画配信とかデジタルアートということがすごく大きくなって行って、これがこれからのデジタルの時代のメタバースなんかの世界にもどんどんお商売として組み込まれていくという時代に当たって、音楽やること、映像をやることということですね。色分けする、分けてしまう、団体で分けてしまうというのが、考え方としてちょっと危ういのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうかというところと。

金元議員も全協のときに、もっとこの使用料を安くしていいんではないかというところのご提案もあったんですけども、私もその辺りとても気になっていて、何かその辺りご検証されているところでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 今、多目的ホール、旧映像ホールにつきましては、今お話もありましたが、個人が趣味とか個人の方の事業用に使うという場合もございまして、全協のときにもお話しいただきましたが、あくまで文化、芸術活動としてのご利用もあるかなというふうには思っております。

当然、文化、芸術の振興というところで、そういった要素強いということにつきましては、規則の中で減免規定なりということでもしっかり考えていきたいなというふうに思っております。

ただ、あくまでも個人の方が趣味で使うとか、個人の事業者の方が自分の利益のためにその場所を使うということを想定しましたので、1時間当たり1,200円という出し方をしたものでございます。

この場でもいろいろご意見いただきましたので、当然、音楽と映像関係以外は駄目とかそういったことも全然思っておりませんし、幅広く町民の皆様含めて有意

義に活用していただければと思いますので、今後またいろんなご意見とかご要望もいただいて、当然使い勝手がいいように、また柔軟に対応していきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。コロナで一番打撃を受けたのってそういうコンサートを開催している方ですとか、芸術家の演奏家、音楽家、そういった方々がすごく打撃を受けているけれども、今でもそれを一番に言うときではないという気持ちもあって、こらえられている部分もあるんですけども、そういった方の支援としても広く訴えていただくような機会にもしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） そういった使い方、支援での活用ということについても前向きに検討させていただこうと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は今、酒井さんも言われたんですが、より利用しやすいように自由度を高めた内容にやっぱりしてほしいと思います。

ちょっと私はあんまりそっちのほうには得手ではないんですが、発信がしてもらえるような、要するに永平寺へ来たら本当に使いやすいところあるぞということがうわさになるぐらいのものに、この際一步踏み込んだところでやっぱり思い切って展開することを考えてほしいなど。

僕は専門性のある人たちがそこに目をつければ、そこはまた僕らの感覚とは違うスピードで利用させてもらいたいということも広がっていく可能性もあるので、それが広がったらやっぱり本町にはあまりないように——私個人の思いですが、ないように思う、より文化的なことがもっと広がっていくのかなと思うところがあるので、その辺は。町長は全協のときにかなり乗り気やったように思うんで、今回はそのまま言われているので、ちょっとその辺あるといいなと思うんです。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もう私も今、酒井議員と金元議員と一緒に意見でして、せっかくある施設、あそこが所管によってとかどうのこうのではなしに、町民とか、また芸術とか、発表の場とか、音楽をつくる場とか、そして新しい使い方、そういったのはどんどん利用される人に気づいてもらえばいいなど。つくっていった

もらえればいいなと思っています。

これ、教育長ともこの前話をして、柔軟にそういった使い方が、教育部局もあわせて、私たちもあわせて使っていこうということを話あっていますので、また皆さんもいろいろなそういう使いたいアイデアとか、そういったのがありましたら、どんどんまた教えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕はここの施設だけではなしに、本町には文化ホールが2つあるわけですね。ここらもなかなか、学校とか地域の催しでは利用しているなど、行政として利用することはあっても、外から入ってきた人たちが自由に利用しているという状況はなかなかできてない状況があると思うんです。そういうところにも広がっていくことにもつながる可能性があるんで、僕はここ大事なところやと思うんですね。ぜひ考えてほしいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、四季の森の傘松閣の利用がずっと、全国かるた大会とかヨガ教室とかいろんな総会とか、そういったのに使われるようになってきて、このスペースでまた発展してちょっと大きいスペースで和室の160畳でやりたいとか、160畳でやったところの、小型版のこっちでやりたいとか、どんどんその相乗効果でいろんな施設とか部屋に波及していく。また、人がいろいろ考えていただけるような環境になるように、また頑張っていきますので、よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第26号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。



(午前 11 時 52 分 休憩)

(午前 11 時 53 分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第 13 議案第 27 号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第 14 議案第 28 号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第 13、議案第 27 号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 14、議案第 28 号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書は 151 ページと 152 ページになります。

今回、かねてより入居率が悪く懸案事項となっておりました特公賃住宅につきまして、来月の 4 月 1 日より 14 戸中 9 戸分の特公賃住宅を用途廃止いたしまして、準町営住宅として町営住宅に準じて供給していくことにしましたので、これに伴い、今回、関係する条例の一部改正をお願いするものであります。

そこで、まず議案書 151 ページの町営住宅条例の一部改正であります。第 2 条では用語の定義を定めておきまして、第 1 項第 1 号の町営住宅の定義の中で、準町営住宅も町営住宅に含むものといたしまして、その次の第 2 号のところ準町営住宅の定義規定を新たに追加し、今回用途変更する特公賃住宅を準町営住宅として運営していくことといたします。

また、第 3 条第 2 項におきまして、町営住宅の名称と位置を別表で示しておりますが、今回、準町営住宅越坂団地と準町営住宅諏訪間団地が追加されることに伴い、これら 2 つの住宅団地を別表に追加するものであります。

次に、特公賃住宅条例の一部改正になりますが、議案書の 152 ページをお願いいたします。

第 3 条におきまして、特公賃住宅の名称と位置を定めておりますが、今回、諏訪間団地の特公賃住宅が廃止になることから、諏訪間団地の位置、所在地の記載

を削除するものであります。

以上、議案第27号及び第28号の補足説明とさせていただきます。よろしく  
お願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより、第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） すいません。町営住宅条例の一部改正ということで、特公  
賃が準公営住宅になるというところで、これを地域おこしの方に住んでもらう活  
用であるとかもされるということで、また、所得が減られた方とかもコロナ禍で  
多い中で、町営住宅とか活用が進むこと大変大切なことだと思っすばらしいこ  
とだと思っております。

その中で、ごめんなさい。この町営住宅条例の中でかねてからちょっと気にな  
っていた部分で質問させていただきたいんですけれども、やはり入りやすい、大  
変困られている環境の方が入りやすいというものだと思うんですけれども、町営  
住宅ね。その中で、ちょっと出にくいという部分の問題があるなと思っっているん  
ですけれども、第16条のほうですね。退出のときの話ですけれども、経年劣化  
していった室内の修繕費ですね。これがかさんでしまうことがあるというような  
お話ですけれども、これについて条例の中ではガラスを取り替えましょうとか、  
畳を替えましょうとか、ちょっと昭和の価値観が入っていて、今、ガラス取り替  
えたら本当に幾らかかるんだろうというような文言が入ってしまっている中で、  
解釈次第で幾らでも金額が増してしまうかなというような危険性もあるような条  
例になっているんですけれども、これですね。やはりちょっと事前に入居される  
方に対して注意喚起が必要ではないかなと思うんです。今後利用が上がるのであ  
れば、退出に係る費用ですね。幾らぐらいは貯金しておいてくださいとか、そう  
いった事前の指摘というのは大変大切なタイミングではないかなと思うんです  
が、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） この条例の第16条ですね。はっきりとうたわれておる  
わけですけれども、畳の表替えにつきましては、当然入ったときには表替えが終  
わってしまして、きれいな畳を使うと。入ってきた状態で出ていっていただく  
という基本的な考えを基に、これほどこの市町も行っていることでありますので、

これは実行していただきたいかなと。

ガラスの取替え、条例では取替え、今張り替えとおっしゃったかもしれませんが、これにつきましては、ガラス出ていくときには全て取り替えるんじゃないけど、これは壊れたガラス、ひびが入っているとかそういった破損したガラスの取替えとっていただきたいと思います。全く傷がなければそのままの状態でもいいといったことで、当然、入居申込みのときにこういった形で説明しておりますし、また再度、しっかりと、大体今の相場でこうやと。畳替えは必ず行っていただかなきゃいけないんで、分かっているものについてはお伝えします。あと、もしこういうものが出てきたらということで概算といいますか、そういった、今議員がおっしゃったように伝えてもいいのかなと思いますんで、また担当のほうと詰ままして、入居の申込みのときにしっかりと対応できるようにしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

決して条例変えてほしいとかそういうところではなくて、常識の範囲内での経年劣化に対する修繕というのも当然だと思うんです。その中で、やはり今民間の民事の法律のほうではそういった家賃の中に含めるということも定められていたりするので、今まで町営住宅利用してこなかった方というのはどうしても家賃の中にそれ含まれているのかなと思いついてしまったり、どうしてこれを町が持つてくれないのかなと思ってしまう方もいらっしゃるんで、どうか事前のこれぐらいの概算はということをお伝えしてほしいところを思います。

出ていくときにもまたちょっと困ったんですということにならないようにだけ、またあと敷金を徴集されているのであれば、敷金の範囲内でも収まるような考え方で、常識の範囲内というところでぜひお願いしたいなと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

本件につきまして、第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことに  
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに

決定いたしました。

これで議案第27号及び議案第28号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 0時 2分 休憩)

---

(午後 0時 3分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本日の予定されました日程は終了しましたので、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月23日から3月24日までを休会とします。

なお、3月23日は午前9時より総務産業建設常任委員会、午後1時より教育民生常任委員会を開催いたします。

3月25日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

訂正します。3月25日は午後2時より本会議を開催いたします。午後2時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 0時05分 散会)